

第 303 回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和6年12月4日(水) 14:00～15:30
2. 通知年月日 令和6年11月21日(木)
3. 公示年月日 令和6年11月21日(木)
4. 開催場所 長崎市尾上町3番1号
県庁 3階 312会議室
5. 出席者(委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、岡部委員、
菊地委員、松尾委員、小林委員、浅川委員、岡村委員、
山外委員、五島委員、松下委員
(事務局) 松尾事務局長、丸田課長補佐、荒井係長、本多書記、
原書記
(長崎県) 漁業振興課 村瀬企画監、漁業調整担当 木村主任技師

6. 議 題

第1号議案 「長崎県漁業調整規則の一部改正について(諮問)」

第2号議案 「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」

第3号議案 「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」

第4号議案 「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定
について(諮問)」

その他

① 令和6管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分(報告)

② 令和6管理年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の追加配分
(報告)

7. 議 事

事務局(原)	定刻となりましたので、ただ今より第303回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。 初めに吉谷会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	(会長挨拶)
会 長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務

局より報告願います。

事務局

本日は、中澤委員が欠席されています。

委員 15 名中、13 名の委員の出席となっております。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条第 1 項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は漁業振興課から村瀬企画監が、議案説明のため同課漁業調整担当木村主任技師が出席しておりますのでご紹介いたします。

会 長

これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。

本日の議事録署名人は、「岡部委員」と「吉本委員」にお願いいたします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

○第 1 号議案

「長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」

○第 2 号議案

「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」

○第 3 号議案

「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」

○第 4 号議案

「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」

○その他 となっております。

それでは、第 1 号議案「長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第 1 号議案について、お手元の資料の 4 ページをご覧ください。

県から諮問文がまいっておりますので、朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

また、お手元の資料の 5～6 ページに関連する資料を添付しております。県担当者から説明いたします。

<p>漁業振興課 木村主任技師</p>	<p>(調整規則の一部改正(案)説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○漁業法及び流適法の一部を改正する法律の施行に伴う改正 衛星船位測定送信機(VMS)の設置命令を定めた漁業法52条第3項に通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等が新たに規定されたことに伴い、一連の手続きや規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるように漁業調整規則にも同様に記載 ○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正 刑法の改正により「懲役」が「拘禁刑」に変わることに伴い、調整規則第58条第1項中の「懲役」を「拘禁刑」に改める ○規則第58条、第59条の文言の修正 第58条、第59条は違反行為者のみを対象とすることを明確化(第60条が両罰規定であることを明確に整理) <p>・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正 ・規則第58条、第59条の文言の修正</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。ご質問等ありませんか。</p>
<p>五島委員</p>	<p>刑法で、懲役を拘禁刑に改めるとは、何がどう変わるのですか。</p>
<p>漁業振興課 木村主任技師</p>	<p>懲役刑では刑務作業が義務となりますが、拘禁刑では刑務作業が義務とされなくなります。拘禁刑では必要な作業を行うことができると規定されまして、受刑者は更生プログラムとか国語、算数などの教科指導とか健康運動トレーニングとか、認知症予防トレーニングなど各自の特性に基づいた柔軟な処遇が可能となります。</p>
<p>五島委員</p>	<p>そうすると今までは懲役刑だったので受刑者が働いてその分利益が国庫に入っていたのが、更生プログラムとかやりながらだと逆に捕まえたら捕まえたで経費がかかるということになるんでしょうね。</p>
<p>事務局長</p>	<p>背景としましては、高齢化だとか複雑な社会情勢の中で、受刑者にもともと労働義務のある懲役刑と、労働義務のない禁固刑と一緒にして選択の幅を広げようというものです。当然、健常者の方々は労働の対価を得て貯蓄できるし、更生プログラムも選択できる。社会情勢の変化に対応して刑法が改正されたということだと思います。</p>

会 長	他にご意見等ございませんか。
各委員	(意見等なし)
会 長	他にご意見等もないようですので、第1号議案「長崎県漁業調整規則の一部改正について(諮問)」は原案どおり変更して差し支え無い旨答申することにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
会 長	ご異議もないようですので、第1号議案「長崎県漁業調整規則の一部改正について(諮問)」は原案どおり変更して差し支えない旨答申することに決定いたします。
会 長	続きまして、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	第2号議案について、お手元の資料の8ページをご覧ください。県から諮問文がまいっておりますので、朗読させていただきます。 (諮問文朗読) また、資料9ページから12ページが第2号議案の関連資料となっております、県担当者から説明いたします。
漁業振興課 木村主任技 師	〔 ○次の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示内容を説明 ・ 手繰第2種えびこぎ網漁業(大村湾海域) 〕
会 長	ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。ご意見等ございませんか。
全委員	(意見等なし)
会 長	ご意見等もないようですので、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)

会 長	ご異議もないようですので、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定いたします。
会 長	続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、お手元の14ページをお開き願います。県から諮問文が参っておりますので読み上げます。</p> <p>（諮問文朗読）</p> <p>15ページから関連する資料を添付しておりますので県の担当者から説明をお願いします。</p>
漁業振興課 原主任技師	<p>資源管理方針の変更箇所を説明。</p> <p>○特定水産資源（T A C魚種「まだい日本海西部・東シナ海系群」（ステップ1管理））の別表1への追加。</p> <p>○特定水産資源（T A C魚種）の漁獲努力量（漁船隻数）の変更</p>
会 長	ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。ご質問等ございませんか。
山外委員	9月3日にうちの漁協に水産庁と漁業振興課の方が来られて説明をされたが、その時はT A C魚種に入れるという話が出なかったと思う。数量の報告をお願いしますということだけだった。なぜ変わったのか。
漁業振興課 荒井係長	資料の16ページをご覧ください。9月3日に布津町漁協を水産庁と訪れた時も、水産庁からこのステップアップ管理の考え方の説明があったと思います。マダイが資料の一番下にあるステップ1に入るのが令和7年1月になります。このステップ1というのが漁獲報告の義務化が始まるもので、このステップ1の段階では漁獲報告をお願いしますというもので、漁獲枠の設定はありません。漁獲したものをきちんと報告してくださいという段階が令和7年の1月から始まるということになっています。
山外委員	私が言っているのは、資料の15ページの右にT A C対象魚種に入った形になっているじゃないですか。ステップ1に入るということはT A C魚種になるんですか。それは当初私たちが聞いていた話と違うと思う。なんかごまかされているように思う。数量の報告をしてくださいという説明だった。ここにあるようにT A C対象魚種

に加えられてますよね。この経緯は聞いていないいうか強引すぎるんじゃないかと思う。

ステップ1に入れば対象魚種だという説明はなかった。私の記憶違いかそこを教えてください。

漁業振興課
荒井係長

水産庁の説明ではT A C対象魚種にするんですが、いきなり枠の設定をするのではなく、柔軟な運用をしながら管理をしていきますということで16ページにありますように段階的に管理をしていきますという説明でした。まだいはそのステップ1に入っていくということでT A C対象魚種となります。

山外委員

県の資源管理方針を変更するというのはそれに合せてということか。

漁業振興課
荒井係長

それに合わせてということになります。

会 長

他にご意見等ございませんか。

小林委員

15ページに特定水産資源で漁獲努力量が19,000隻から18,000隻に減となっているが、今後の見通しとして、水揚の制限とか出てくるのか。

漁業振興課
荒井係長

資料の16ページのステップ3に入ると長崎県で配分量何トンと枠の設定がされて、その中で管理をしていくことになります。ただ、ステップ3に移るまでには、ステップ1、ステップ2でいろいろ課題が出てくると思うが、それを解決しないことには本格T A Cのステップ3には移らないと水産庁も言っていて、少なくとも3年間のステップ1と2の期間が想定されています。

小林委員

私も他の魚種のことでも東京で水産庁と話をしてきたが、資源量の評価の仕方ですよね。操業隻数がどんどん減っていく中で、水揚の状況だけで資源量を推定する方法が今後なされて、5年前、10年前の漁獲量と比較して、やはり資源量が落ちてるとか評価される。言葉でうまく言えないが、きちんとした資源の評価をできる方法をしてもらわないと。そこは強く言いたい。10年前の操業隻数の多い状況と現在の少ない隻数での漁獲を単純に比較しないでほしい。マダイが減っているとかされて漁獲を制限されたら漁業者は生活できなくなる。

漁業振興課
荒井係長

資源評価については国の研究機関で行っているが、国の期間でもステップ管理の間に資源評価の精度の向上、高度化をしていくと言われてまして、いろんな情報を集めて資源評価の結果と現場の漁業者との肌感覚が合っていないというのは研究者も認識されていて、それも合うように意見交換をしながら精度を高めていきたいということをしていました。

小林委員

そこは今後研究していくということか。

漁業振興課
荒井係長

はい。そういうことでした。

小林委員

もう1点いいですか。マダイは栽培漁業で種苗放流とかされていないんですか。

漁業振興課
荒井係長

委員が言われるようにマダイはいろんなところで種苗放流はなされています。資源評価でも種苗放流を仮定して試算されており、種苗放流されれば資源としては底支えができるので、T A Cの設定でいくと種苗放流した方が厳しい管理にはならないと考えられまして、種苗放流を考慮した資源評価は行われています。

小林委員

言う事は分かるが、漁業者の努力を無にするような、水産庁が制限をかけようとすることに納得がいかない。漁業者の栽培漁業への意識の低下がいちばん心配だ。

山外委員

資料 38 ページの第 3 の知事管理区分への配分基準で、全量を長崎県まがい漁業に配分するとあるが、水揚された数量を全量という意味か。漁獲制限があるのか。

漁業振興課
荒井係長

今言われた数量の話は第 4 号議案でお諮りすることになるんですが、今ここでご説明した方がよろしいでしょうか。

山外委員

4 号議案の時で結構です。

岡部委員

今回 3 年かけてステップ 1、ステップ 2 ということですが、これまでの T A C 魚種についてはアジ、サバ、イワシ類などまき網漁業であったり、スルメイカはいか一本釣漁業など特定の漁業種類に限定されやすい魚種だった。なので漁業者に対する周知もやりやすかった。今回マダイが 1 月から、ブリが引き続いて 4 月から入ってくる。ヒラメについては一度東京で意見聴取する場は設けられたけ

岡部委員

ど、まだいつからというのは聞こえてこない。これから始まるマダイ、ブリ、その他の魚種では多くの漁業種類が関与してくる。初めてこのTACというものを経験していくようになる。20数年前にこのTAC制度が始まった時には、ほぼ漁業の活動に影響がないだけの数量配分あったために漁業界は影響がないと関心が低かった。

今回はクロマグロで、ものすごく高度な圧力で管理がされて、漁業経営に直接影響すると、近年で言えばサバやマイワシが設定枠を超えるような漁獲があったりして、漁業者の経営にマイナスに影響するという懸念の中で始まるTACである。

今回、ステップ1、2が約3年との話があった。先ほど山外委員からも「この間受けた説明と違う」との発言があった。実際に数量配分して本格的に制限がかかって、漁業に影響がでるのはステップ3からだ、ステップ1の段階では漁獲情報を電子的収集方法を確立させるといっているが入っているが、これもそれなりの報告がしっかりされるような体制のもとで電子的報告となっている。報告のあり方、市場情報、漁協の情報など個人情報在水産庁の説明の中では個人情報もスマホから報告できるようにしていると言うが、それは個人が報告をしていただければじめて機能するのであって、しなければ全く意味が無い。ただ方法としてできるように制度は作ること。1年ぐらいのところで多くの漁業者に周知、協力を求めていくのがかなり厳しいのではないかと思う。ステップ1からステップ2に移る時に、明確に漁業者が、また関係者が次のステップ2に行くんだとはつきり分かるような、委員会に諮らないとステップ2に入れない、ステップ2に入るのに諮問するとか、しっかりした段階を踏んでほしい。漁協に行って説明してきた、説明会を開きましたではダメ。説明会も結果がどうなったのか、漁業者はあきらめモードで説明を聞いている感じ。国がすることだから。ステップ3に入る時は、関心は高くなると思う。ただしステップ2まで行ったら必然的にステップ3には行かざるを得なくなる。そんな空気になる。だから、一括りで1、2を取り組むのではなく、せつかく3段階のステップを踏んで移行していくとしているのだから、委員会に諮って、議事録が残るところで1から2に入るという答えが出るというようにしてほしい。ただ説明会では説明をする側は説明したつもりでも、受けた側は違う可能性がある。全国揃えてやらなければならないので、系群でいくので全国と違う場合もあるが、ステップ1から2へ移る時のやり方については是非、水産庁に要望をあげてしてほしい。

会長

岡部委員から水産庁に要望をあげてほしいとの意見がありましたが、事務局はいいですか。

漁業振興課
荒井係長

はい。水産庁に要望したいと思います。

会 長

ほかにございませんか。

松下委員

今の岡部委員の意見は、まったくそのように進めていただきたい
と思います。おそらくマダイという魚の性質上、いろんな漁業で広
く、少なく獲られる性質のものだと思います。漁業だけではなく結構
遊漁での間引きもあると思うが、これについてどうしていくという
方針はあるんですか。

漁業振興課
荒井係長

委員が言われるように、遊漁でもマダイはかなり採捕されてい
て、国の方では、漁業と一貫性のある管理を目指すために、遊漁の
漁獲報告システムであったり、ある地域での実態調査等を活用し
て、まずは採捕量の把握をしたいと言っています。採捕量の得られ
たデータをもとに資源評価に与える影響を検証するとともに、遊漁
による採捕実態を踏まえて、ステップアップ管理の中で遊漁の資源
管理の方向性についても結論を得るという説明があっています。

会 長

ほかに何かありませんか。

各委員

(特になし)

会 長

他に意見もないようですので、第3号議案「資源管理方針の変更
について（諮問）」については諮問原案どおり、変更して差し支え
ない旨答申してよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので第3号議案「長崎県資源管理方針の変
更について（諮問）」については、諮問原案どおり変更して差し支
えない旨、答申することに決定しました。

続きまして、第4号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理
漁獲可能量の設定について（諮問）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、お手元の74ページをお開きください。県から諮問文
が参っておりますので読み上げます。

(諮 問 文 朗 読)

74 ページから関連する資料を添付しておりますので県の担当者から説明いたします。

漁業振興課
本多主任技
師

農林水産大臣名通知により、令和7管理年度における都道府県別知事管理漁獲可能量の当初配分がなされたことから、長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定(案)の次の魚種について説明。

・マアジ、マイワシ対馬暖流系群、サンマ、カタクチイワシ対馬暖流系群、ウルメイワシ対馬暖流系群、マダイ日本海西部・東シナ海系群

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

山外委員

マダイのTAC数量が5,900トンの内数との説明があったが、この数量が系群全体に関係する県の数量という事か。

漁業振興課
本多主任技
師

そのとおりです。5,900トンが日本海西部・東シナ海系群全体のTAC数量となりまして、先ほど少し説明しましたがステップ1ということで、各都道府県ごとに数量が設定されないの、系群全体の5,900トンの内数が長崎県の設定数量ということになります。

山外委員

先ほど国が設定した数量と言われたが、具体的に長崎県は何トンと示されるのか。

漁業振興課
荒井係長

まだ国の方から数字は出ていません。参考値としての数量は聞いています。

丸田補佐

参考値は来るんですが、実際にステップ3になったときの目安の数字です。この数量を守りなさいというのはステップ1、ステップ2の段階では来ませんので、こういう書き方になります。資料の92ページに全体の考え方があって、山外委員が言われたように系群全体で5,900トン、大臣管理区分も都道府県の知事管理区分も含めて5,900トンの内数という表現になります。実際は採捕停止がかからないので、先ほど説明した、言い訳じみたことになるかもしれませんが、枠はまだ決まっていないという状況になります。

山外委員

枠が決まっていないのに、なぜこの5,900トンという数字が出た

のかというのわからないか。

丸田補佐

TACという形で始まっているので、資源評価に基づいて国全体では5,900トンといういわゆるTAC数量を定めることとなります。

会長

他にございませんか。

岡部委員

今の説明はですね、これまでのTAC魚種の説明についてはかなり十分に近づいてきたかなという評価はできると思っています。ただし、去年からカタクチイワシ、ウルメイワシから始まった内数という表現、これはまき網中心の魚種なので、ずっと経験値で大体理解できる。これからの魚種については、これをどう理解するか。資料74ページの2の分だけを読んだら長崎県に5,900トンって枠が足りないように見えてしまう。単発的にそこだけ見た人は。山外委員は関心が高いので、この資料を深く読んできているのでこの資料ではこう読めると理解できるだろうが、この内数というものの説明の難しさ、先ほど事務局から国はまだ配分数量は示していません、ステップ3に入ったら示されますとの説明があったが、仮定の話をするべきかどうかも含めて検討はしないといけいと思う。ステップ1, ステップ2はある意味予行練習なんですよ。長崎県でこれまでの系群内での基本的シェアがどれくらいで、留保は15%とられて、残りの85%にシェア率を掛けて長崎県全体でこれくらいの配分になる可能性が高いとか。それを何と比較するかといったら、マダイの漁獲実績がこれくらい揚がってとなるが、これまでは農林統計しかない。農林統計は漁協が把握できている数字を統計事務所に報告した数字を集めて作ったもの。今度やろうとしているのは市場の情報であったり、漁協の水揚情報であったりをうまく利用して把握していこうとしている。そのためシェアが変わる可能性がある。伸びる可能性もある。また下がる可能性もあるかもしれない。そこらへんは注視しておかなければならない。これから始まる魚種については感覚ですら難しい。なのにこれまでの魚種の説明とあまり変わらない説明をしてしまっている。マダイの話にしる、ブリの話にしる。これからの魚種の説明はもっと工夫する必要がある。国の見方をする訳ではないが、しっかり予行演習する必要。長崎県の漁業経営にとって、今のシェアが本当にこれで良いのか、これで漁業経営が成り立っていくのか考える必要。ただ1点懸念するのがクロマグロの小型魚については平成22年から24年のシェアを基に配分しているので、県内の海区ではちょっと誤差がある。だから小さいところは不満があるんですが、県全体の枠の全国シェアは今、長崎県

岡部委員

にとって有利となっている。他の魚種についてどうあるべきか。私もマイワシについては非常に関心が高いが、マイワシでは逆の現象。これがすごく漁業経営に影響が出ているので。これからの魚種については長崎県の漁業経営にとってどうあるべきか、意味のある検討をするよう進めていただきたい。漁業経営に影響があると皆が思っているので、説明するときにはこれまでの魚種とは違う説明をするぐらいの気持ちで臨んでほしい。

丸田補佐

ご意見ありがとうございます。説明の仕方については私たちも工夫していきたいと思います。岡部委員が言われました点で、資料16 ページのステップアップ管理のところですが、まさにこれから各県に目安数量が示されて、管理の仕方等を漁業者の皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

国がステップ1で内数のどれくらいですよと言わないのは、T A C 魚種になってこれから漁獲報告がより正確に出てくる中でシェアが変わるかもしれないというところで、ステップ1でだいたいこれぐらいの数量ですよというのは県でも推定はできるんですが、それを今の段階で出していいのかというのは悩んでいるところで、委員会でのご説明として国が出している 5,900 トンの内数という資料になりました。その説明の仕方については工夫していく必要があると感じています。

岡部委員

ステップ2からは、ある程度確定したシェア率を掛けて仮数字が割り振られると思います。その時に、シェアで行かざるを得ないですよ。一番平等的な考え方になるので。漁業経営を考えたときにはシェアだけでいいのかと。下駄の履かせ方が必要なんじゃないかとか。いろいろ考え方があるんですが、やはりシェアが大事。

ステップ1でそのへんの話をしてほしいというのが、報告に影響してくるんですよ。国は、資源を膨らませるための報告はしないでいただきたい。

資源の評価を増やすための積極的漁業はやってくださいって言ってます。ただし、しっかりした報告が、今後の自分たちの漁業するためのシェアに影響してくるってことをいかに浸透させるか。ざっとした報告をすることが将来の自分たちの首を絞める。シェアが少ないため、漁獲配分、どこまでの管理の高度化が求められるか、クロマグロのようにはならないと思いますがやはり、最初の第1ステップの報告というのは、シェアに影響すると漁業現場に少しでも理解してもらうように。一気に今の段階で、シェア配分してこれぐらいの数量なので制限がかかりますよとか、心配させるようなそういう雰囲気の説明はするべきではない。今は、報告の必要性を訴え

岡部委員

ていく。報告の必要性の中に大切な部分。自分たちが今後漁業で生計を立てて行く中で一定のシェアが無いとやれない。特に長崎はいろんな漁業種類があって、いろんな人が地域で漁業を営んでいる。地域でやっているのでも温度差も出てくると思います。漁協の取組も違います。いろいろです。漁協次第。他県の漁協数が少ない、県で一つの漁協とかだったら一つのシステムでできるかもしれない。うちの漁協は組合員も多いのでシステムもいろいろある。ということで報告の精度を上げていくためにも、シェアがあとといったいいくらだとか言葉としては使っていくべきではない。

会 長

私の方から一ついいですか。先ほどの遊漁の対応の説明の中で、調査していくとの話がありましたが、遊漁船業の方は届出をしているので報告を求めることは可能だと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

実は先日、用事があって海岸付近に行った時に、釣ってる人が言っていたんですが、沖合に船が10数隻いたんですが、全部熊本から来ている遊漁船業の船だと言っていました。何を釣っているのかなと見ていたら、今話題になっているマダイなんですね。熊本の船ですが、ほとんど釣客個人が持って帰るのかものかもしれませんが、熊本県の船なので、長崎県の海域で獲ったものだが熊本に水揚げがあったような報告があれば、長崎県側の漁獲が減ってしまうのか、これは玄界灘だとか他県と隣接するところはお互いそういうところがあるので、面倒な部分はあるかもしれないが遊漁船業者に、どここの海域で獲ったものか報告させるようにできないのでしょうか。回答は結構ですが、その辺も念頭に水産庁とは協議をしていただければと思います。

会 長

そのほか無いでしょうか。

各委員

(特になし)

会 長

他にご意見もないようですので、第4号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第4号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、

諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定しました。

会 長

次にその他の件とします。

その他の

① 令和 6 管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分（報告）

② 令和 6 管理年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の追加配分（報告）

は関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

93 ページから 96 ページまでがその他①、97 ページから 102 ページまでがその他②の資料となっております。担当者から説明をいたします。

漁業振興課
本多主任技
師

① 令和 6 年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分について報告

長崎県（うち中型まき網）

変更前： 28,100 トン（24,000 トン）

変更後： 31,200 トン（26,800 トン）

追加配分量 3,100 トン（2,800 トン）

② 令和 6 年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の追加配分について報告

長崎県（うち中型まき網）

変更前： 32,000 トン（30,340 トン）

変更後①： 37,000 トン（35,330 トン）

変更後②： 42,000 トン（40,320 トン）

追加配分量 10,000 トン（9,980 トン）

会 長

ただ今の説明に対して、ご質問等はございませんか。

各委員

（特になし）

会 長

無いようでしたら、次に、その他として前回 10 月 3 日に開催した第 302 回当委員会において、なまこの委員会指示発出について審議した折に、岡村委員と松尾委員から取締機関への意見や、監視カメラ等の証拠採取に関するお尋ねなどがありました。対応状況等を事務局から報告願います。

事務局

〔 前回委員会終了後の対応状況を報告。
・ 漁業取締室への意見、質問の共有状況と回答
・ 取締室からの引き続きの情報提供への協力依頼 〕

会 長

この件に関して何かご質問等がありますか。

各委員

(特になし)

会 長

このほか、委員の皆様から何かありませんか。

各委員

(特になし)

会 長

事務局から何かありませんか。

事務局

資料は準備しておりませんが、熊本県の天草不知火海区漁業調整委員会との定期協議については、例年1～2月の月夜間の時期に開催しております。昨年度は本県が先方に出向き、対面で開催されたところです。今年度については会長、本西委員、小林委員、関係漁業者として暁星水産(有)から1名、(有)音丸水産から1名ご参加いただき、熊本側を本県に招き開催することになります。

関係委員の皆様のご予定、熊本県側の都合を確認の上、日時を決定し、準備したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。日時が決まりましたら会場は県庁会議室または、近隣のホテルなどを押さえたいと思っております。

関係委員の皆様にはご連絡させていただきますのでよろしく願いいたします。

また、次回の当委員会は2月下旬から3月上旬を予定しております。以上でございます。

会 長

この件で委員の皆様から何かありますか。

各委員

(特になし)

会 長

それでは、これをもちまして、第303回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

< 閉 会 > 15:30